

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 作	定 成	R5.8.18 R5.5.26	R5.8.16
--------	--------	--------------------	---------

検討課題 区分	51 B	旧姓使用について	
関連条例内容	<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>		
検討内容	旧姓が使用できる仕組みの検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 市職員においては、婚姻や養子縁組等の理由により、旧姓を使用できる規程がある。(亀山市職員旧姓使用取扱規程 令和5年4月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できるよう検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できる規程について検討。併せて通称名の使用についても協議。 (令和5年8月16日 第81回検討部会) 議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓等を使用できるよう「亀山市議会議員の通称名等の使用に関する規程」を制定。 (令和5年8月18日 第34回議会改革推進会議)